## 令和4年度 御殿場市議会福祉文教委員会 視察報告書

- 1 視察日程 令和4年7月12日(火)
- 2 視察先及び視察事項
  - (1) 健康科学大学 産前産後ケアセンター「ママの里」 (山梨県笛吹市) ・妊娠・出産包括支援事業について
  - (2) 子どものこころサポートプラザ (山梨県甲府市)・子どものこころのケアに係る総合拠点について
- 3 参加者

委員長 阿久根 真 一

副委員長 川 上 秀 範

委員勝又英博本多丞次 神野義孝

事務局 岩田晴美 (副参事)

桐 生 守 (主 幹)

- 4 視察先対応者
  - (1) 健康科学大学 産前産後ケアセンター「ママの里」センター長 榊 原 まゆみ 氏事 務 長 金 子 辰 男 氏
  - (2)
     子どものこころサポートプラザ

     センター長 相 原 正 男 氏

     次 長 遠 藤 潔 氏

## 5 視察内容

# (1) 妊娠・出産包括支援事業について

日時:令和4年7月12日(火) 9:50~11:35

場所:健康科学大学 産前産後ケアセンター「ママの里」

目 的

本委員会においては、出産と育児への不安を抱える母親と乳幼児に対する心と体のケアとなるネウボラ事業の推進について、これまでも着目してきており、その先進的な設備とサービスを備える当施設の視察を行い見識を広めるとともに、今後の本市同事業運営の更なる充実に向け参考とするものである。

## 概要

山梨県においては県下27市町村と連携しながら本事業を推進している。

「ママの里」は、県の委託を受け学校法人健康科学大学にて設立された民設民営形式の施設であり、産後の母親をケアしリフレッシュさせるリラクゼーション施設としては申し分ない設備とスタッフを備えている。施設の宿泊定員は6人(6部屋)であり年間2,000泊の利用を見込んでいたが、コロナ禍の影響もあり直近の利用泊数は780泊程度に留まっているため、行政窓口に対しては、必要な時に必要な人が利用できる福祉施設として、妊産婦への利用案内を促進してもらえるよう促している。

## 内 容

### 具体的な事業内容

- ①ショートステイ(原則3泊まで) 1泊34,500円 自己負担6,100円 令和3年度 延べ利用泊数788泊 県内出生数に対する利用人数率6.3%
- ②デイケアサービス 10時~16時 14,000円(市町村により補助あり) 令和3年度利用人数88人
- ③個別ケア 母乳ケア6,000円/時間 3,000円/30分
- ④育児相談 2,000~3,000円/30分(内容による)

利用対象者:県内に住所を有する母親とその乳幼児(県外在住者も個人負担で利用可)

利用申請:県内市町窓口にて申込み

## 考察

以前は3世代家族なども多く、様々な問題をその家庭内で共有し複数の大人たちで子 育てできた環境であったが、核家族化が進み身内にも気軽に相談できない状況にある昨 今、このような施設で育児相談や乳幼児とのふれあい方を学べるということは、母子に とっても必要不可欠な場所であるといえる。

しかしながら、コロナの影響はあるものの出生数に対する全体的な利用人数が伸びな い背景として、料金設定あるいは産前産後ケアの必要性においても行政側に十分に認知 されていない様子も伺える。

また、この1、2年は非接触型による窓口としての24時間電話相談の利用が非常に 多くあったとのことより利用者のニーズ傾向にも変化が生じていると思われる。

今後、本市の産前産後ケア事業の推進に当たり検討すべき事項としては

- ①妊産婦及び身内家族への積極的な情報発信
- ②利用料金の補助
- ③助産師会との連携
- ④24時間オンライン相談への対応等 も必要とされると考える。





# (2) 子どものこころのケアに係る総合拠点について

日時:令和4年7月12日(火) 13:20~16:00

場所:子どものこころサポートプラザ

目的

本市は、平成27年に発達支援システム基本指針を策定し、発達相談センターを設置 するなど支援体制を構築中である。

「子どものこころサポートプラザ」は心のケアを必要とする子どもを支援するための 医療、福祉、教育等を統合し、高度で先進的なサービスを提供する4施設を一体的に整 備した全国初の総合拠点であり、本視察を通じて一人ひとりの子どもに対する効果的な 支援の展開・運営について確認し知見を広め、本市の発達支援体制充実施策の資とす る。

## 概要

### <施設概要>

令和2年4月 甲府市に開設。

当プラザは、「中央児相相談所」「こころの発達総合センター」「子ども心理治療センターうぐいすの杜」「特別支援学校うぐいすの杜学園」の4施設を一体的に整備しており、4施設それぞれの機能を生かして、専門的な医療提供をはじめ、相談や心理ケア、学校教育など、一人ひとりの子どもに対して効果的な支援を展開している。

プラザ内に連携推進会議を立ち上げるとともに、共通の理念・方針を定め、互いに連携を深めながら取組を推進している。センター長は、小児神経内科の医師が務めている。

### <設立経緯・背景>

県内では国のモデル事業として発達障がいのある幼児を早期に支援する仕組みを検討し、平成14年には「県発達障害者支援体制整備指針」が作成されるなど体制が強化された。さらには、県の児童相談所への児童虐待の相談件数も増加傾向にあり、平成28年度には970件に上ったため、平成29年からプラザの検討が進み本施設の設置に至った。

#### 内容

#### <利用実績>

- ○中央児童相談所(児童相談)
- ・メンタルフレンド研修会 1回
- ・里親希望者に登録に向けた研修 2回(令和2年度)
- ·令和2年度相談受付件数 2,134件
- ○こころの発達総合支援センター(発達障がい者支援)
- ・発達支援リーダー養成プログラム 参加者13人ほか
- ·令和2年度 相談件数 来所2,504件
- ·令和2年度 受診者2,456人
- ○子ども心理治療センターうぐいすの杜(心理治療)
- ・研修会講師派遣 19回ほか
- ○特別支援学校うぐいすの杜学園(学園)
- · 令和3年度 小学部6名、中学部1名

## <各センター事業説明より>

○施設を集約した評価と課題について

1か所に集約し、それぞれの機関の特色を連携することで、より効果的な支援ができるような体制となっているが、それぞれの機関の特徴を生かし切れていない面もある。 そのためサポートプラザ内の所属が参加する連携推進会議を設置し、研修や連携についての協議を行っている。

○将来の展望、目指すべき方向性について

4つ施設が1か所に集約されたメリットを生かし、児童福祉の拠点として支援ができる体制を整えたい。さらには、心に問題を抱えた子どもや発達障がい児者が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活することができるように、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じて、発達課題等への支援を行うと同時に施設機能の社会化、地域支援を展開していく。

○県・市町村教育委員会、学校との連携についての現況と課題

特に被虐待児については、要保護児童対策地域協議会において連携した対応を行っている。細かな点についてケースごとに課題はあるが、その都度協議を行い対応している。

連携パス(当所の機能を通常の申込みより早目に利用してもらうことで、地域の支援 が滞らずに継続支援が可能)の仕組みづくりも実施している。

## ○社会の中に子どもを返すために、市町村・地域自治会に求めることは

家庭復帰する際、支援を全て児童相談所が行うことは不可能であり、児相に全て任せるのではなく、それぞれの所属ができることを確認し、連携した上で一緒に支援していく認識を持った連携を進めていきたい。

また、当所の相談者は、基本的には地域で生活している方であり、身近な地域で子どものこころや発達障がいに関する理解者が増え、支援が進むことを望む。

## 考 察

本施設の建設コンセプトは「プライバシーと連携」であり、医療・福祉・教育・生活と4つの機能を統合し運営してくためには、センター長のリーダーシップ、共通の理念・方針、連携推進会議による相互連携が特に重要である。 大きい組織であればある程、明確なビジョン(理念・方針)を持ち、推し進めていくことが必須であり、セラピーをきめ細かく計画し、続けているのもそのビジョンが職員に浸透しているからであると考える。

また、本施設には多くの医師、児童福祉司、児童心理司、保健師、児童指導員、心理職員、学習指導員等が勤務しており、単独の自治体(市町)ではこのような規模・機能を持つ施設を持つことは難しいと思われる。

しかしながら、県や近隣市町を巻き込み連携し、発達障がいや虐待を受ける子どもたちが心から安心して生活できる居場所をつくることが重要であると考える。 現在、本市や近隣市町にもこのような総合施設はないが、「子どものこころのケア」に対する理念を共有し連携を図っていくことで総合施設相当の機能を果たすこともできるのだと考える。 さらに、最終的には地域に子どもを戻し、地域で育てていくことがこの事業の目指すべきところであり、それは正にインクルーシブ社会の基盤づくりにもつながっているものと考える。





出典:山梨県ホームページ